

久喜市告示第 173 号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定に基づき、  
令和5年久喜市告示第320号により指定した区域の指定を次のとおり一部解  
除する。

令和 6 年 4 月 4 日

久喜市長 梅田修



1 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域

別図のとおり（埼玉県久喜市菖蒲町台2775番の一部、2776番1の  
一部）

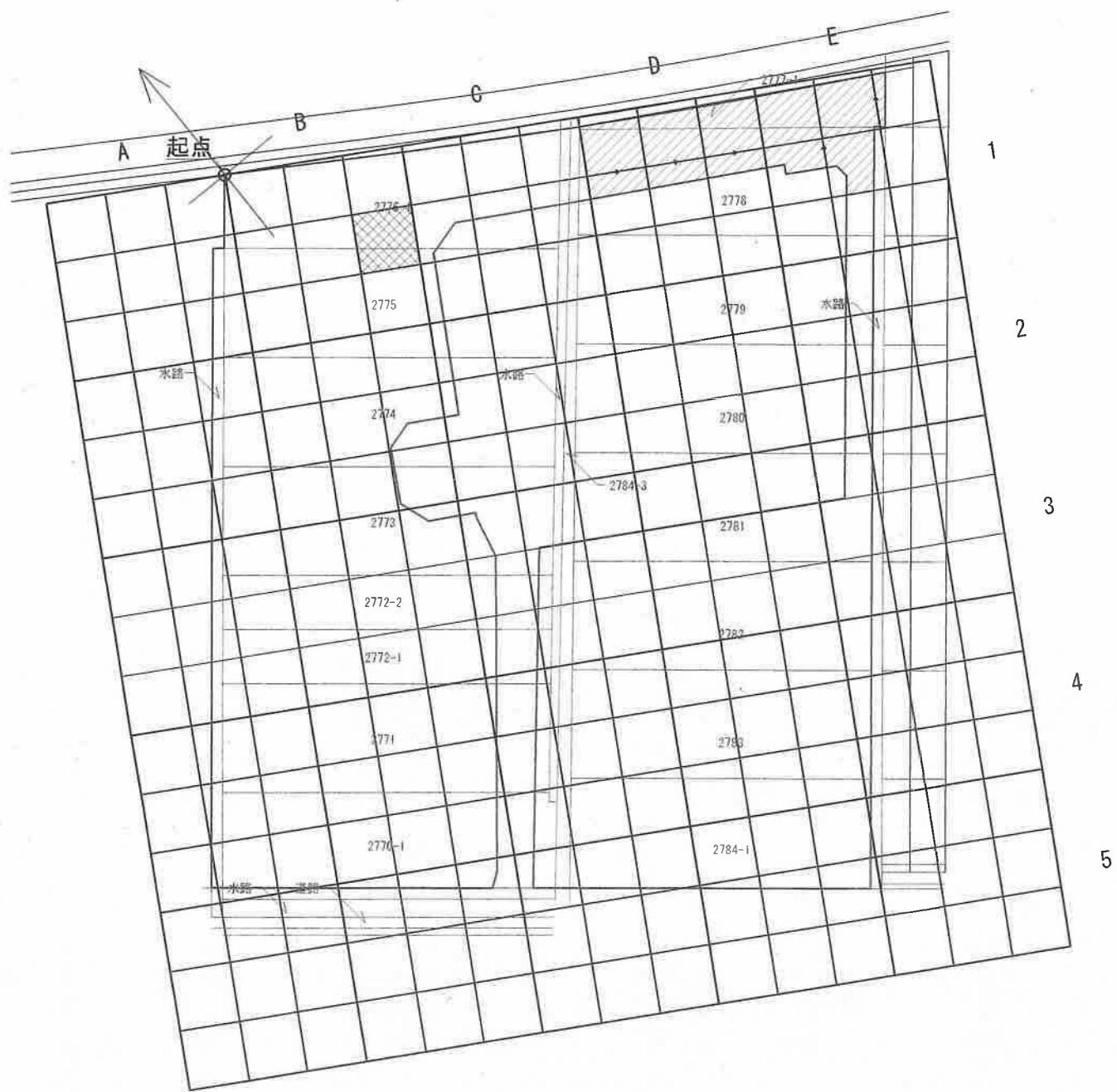
2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第2項

の基準に適合していなかった特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

3 講じられた汚染の除去等の措置

掘削による汚染土壤の除去



## 凡例

- : 形質変更時要届出区域
- : 指定を解除する区域
- : 単位区画
- : 筆境界
- : 調査対象地

## 起点

起点は、久喜市菖蒲町台2776番1の最北端を起点とする

## 格子の回転角度

29.78度

起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと並行して、10m間隔で引いた線により構成される格子を起点を始點に右方向に回転させた角度